契　　　約　　　書　（案）

　　２０１８年９月４日付の委任状に基づいて活動する契約担当者石瀬素行公使を代表とする在ロシア日本国大使館を「甲」とし、○○を代表とする○○○○を「乙」として、甲乙両当事者は、次のとおり事業委託契約を締結する。

　第１条　甲は、乙に対し別記仕様書により、「モスクワにおける武道行事及びエカテリンブルクにおける日本語・日本文化紹介行事」事業を委託し、乙はこれを受託する。

　第２条　本契約期間は、令和元年５月●日から令和２年３月３１日までとする。

　第３条　本事業に要する経費（以下「契約金額」という。）は、金　　　　　ドルを上限とする。

　第４条　乙は、甲により本契約書に定める業務内容及び本件業務の遂行上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。

　第５条　乙は、本事業を完了したときは、事業に関する報告書を甲に提出し、甲または甲の指定する職員の検査確認を得るものとする。乙の業務が本条の検査に合格しない場合、乙は、甲の指示に従い、速やかに乙の負担にて再度必要な措置を講じ、事業を完了しなければならない。

　第６条　乙は、事業に関する報告書及び支出項目の詳細を明記した決算書を提出し、甲又は甲の指定する職員の検査確認を得た後、すみやかに実費請求（契約金額を上限とする）により甲に請求するものとし、甲は請求書を受理した日より30日以内に請求金額を支払わなければならない。

　第７条　甲は乙の責に帰すべき事由により別記仕様書等に定める期間内に事業に関する報告書の提出を受けなかった時は、この期間を経過した日から提出をする日迄の日数に応じ契約金額に対し年２．７％の割合で計算した額を違約金として乙に請求することができる。

　第８条　甲が第６条の支払時期に天災地変等やむを得ない場合の外、支払いを怠った時は、支払時期到来の日より支払いをする日までの日数に応じ、請求金額に対し年２．７％の率をもって計算した支払遅延利息を乙に支払うものとする。

　第９条　甲は乙がこの契約に違反したと認める時は、契約金額の全部若しくは一部を支払わず、又はその返納を求めることがある。

　第１０条　契約保証金は免除する。

　第１１条　甲及び乙は、この契約から又はそれに関連して生ずるいかなる事項についても相互に協議の上決定するものとする。

　　上記契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙それぞれ１通を保有するものとする。

　　　　令和元年○月○日

　　　　　　　　　　　　甲　　　　　　　　　　　　　　　乙

在ロシア日本国大使館　　　　　　　　　　　　　　会社名

グロホリスキー通り２７番地　　　　　　　　　　　住所

モスクワ市

契約担当官　公使　石瀬　素行　　　　　　　　　　契約者氏名

　　　　　　（署　名）　　　　　　　　　　　　　　　　（署　名）